

ので、本稿を借りて報告しておくこととした。

超高層ビルの 防火管理

1 防火管理に係る超高層ビルの特性と、超高層ビルの防火管理の方

自治省消防庁 小林恭一

予防課予防専門官

はじめに

東京をはじめ大都市における最近の超高層ビルの建設ラッシュには、すさまじいものがある。一昔前なら相当な話題となつたような大規模な超高層ビルが、ふと気が付くと、ちょっと見回しだだけでも2棟も3棟も出来ている、という感じである。また、再開発や大規模プロジェクト等により、それらの超高層ビルが集合して1つの管理単位（大規模建築物群）を形成しているものも最近急速に増えてきた。

このような「超高層ビル」や「大規模建築物

超高層ビルにおける防火管理のあり方を考えるために、まず「超高層ビル」と呼ばれるビルが、防火管理面で他の建物とは際立つなどのような特性を有しているか、という点について整理しておく必要がある。

① 建築・設備面の特性

防火管理に係る超高層ビルの特性を、建築的側面及び設備的側面から整理してみると、次のようになる。

①はしご車による建物外部からの消火、救助活動が期待出来ないこと

これは良く知られた事実であるが、「超高層ビル」を考える場合には欠かすことには出来ないので、改めて整理しておく。

はしご車の届く高さは通常31mまであり、特に大型のはしご車でも41-2m程度が、はしご車によつて建物外部から消火、救助を行える限界である。

はしご車が使えると、消防隊は、火や煙から比較的安全な建物外部から消火、救助活動ができるため、全体の消防活動が効果的に行えるだけではなく、臨時の屋外避難階段がはしご車の数だけ増設されたのと同様の効果があり、防火安全上きわめて有利である。

逆に、ビルにはしご車が届かない部分があると、

以上のようなメリットが期待出来ないため、建築的な措置でその不利を補つてやらないと、防火上極めて問題の多いビルが出来上がってしまうことになる。

このため、高さが31mを超える建築物には、主として火災時に消防隊が使用することを目的として非常用のエレベーターが設置されている（建築基準法第34条第2項）。

非常用エレベーターには、火災時に使用できることを前提として、予備電源、防火区画、排煙設備等が設けられている（建築基準法施行令第129条の13の3）ので、自動火災報知設備が発報し

た時に火災の確認等に行く等、初期の自衛消防活動に使用すると効果的であるが、消防隊が到着すると、消防隊が各階や各区内の制御装置を停止させ、かごを呼び戻して専用的に使用するので、いつまでも自衛消防のために使用出来ると考えていると、危険な場合がある。

このほか超高層ビルには、消防隊の消火活動が困難であることを補うため、初期火災の段階で自動的に消火出来るよう、11階以上の階には必ずスプリンクラー設備が設置されており（消防法施行令第12条第9号）、超高層ビルの火災安全対策の極めて大きな部分を受け持っている。

高層建物の消防活動は困難を極める。

スプリンクラー設備は、信頼性が非常に高い自動消火設備であり、スプリンクラー設備が確実に働くように維持管理することが、超高層ビルの防火管理業務の主要部分を占めると言つてもよい。スプリンクラー設備がきちんと維持管理されていて大きな火災になることは殆どないので、むしろ工事や点検などでスプリンクラー設備を停止した時や、その後でバルブを開くの忘れるなどといった、人為的なミスに注意することが重要である。

②延床面積が大きい巨大ビルが多いこと

超高層ビルは階数が多いため、延床面積は必然

的に大きくなるが、ワンフロアの面積は必ずしも大きくないものも増えてきている。

階数が多く延床面積が大きいと、火災が発生した時に、建物の他の部分について異常に気付かないでいる人が多くなり、また火災に対処しなければならない従業員（自衛消防隊員）も火災部分の様子が分かりにくく、建物全体の状況も把握しにくくなるため、火災対応が難しくなる。

そのような状態のまま初期消火に失敗して火や煙が拡大すると、逃げ遅れる人が多くなり、結果的に大惨事につながる可能性がある（ラスベガスのMGMグランドホテル火災（1980年）等）。

また、火災を初期のうちに消火するか、火と煙をなるべく狭い範囲内に閉じ込めるようにしないと、建物が巨大で高層部分を有するだけに、一旦火災が拡大し始めた場合、公設の消防隊でも消防活動は極めて困難になる（ロスアンゼルスのイン

ターステートビル火災（1988年）等）。

特に階段の構造は重要であり、火災が発生して

初期消火に失敗した場合でも、階段を通じて火や煙が上階に拡大することだけは絶対に避けなければならない。このため、15階以上の階に通じる階段については、階段室の扉を常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の甲種防火戸にするだけでなく、

階段室と廊下との間に排煙設備等を有する附室を設け、いわば二重に階段部分を区画する「特別避難階段」の構造としている（建築基準法施行令第122条第1項、同第123条第3項）。

超高層ビルの幾つかの階を占有するテナントの場合には、他の階にある自社の部門に行く際に、通常、エレベーターを使わず階段を使って移動している場合がある。超高層ビルの階段は特別避難階段であるため、一回の移動について、附室の防火戸を含めて階段部分だけで合計4枚の防火戸を通過することになるが、移動手段にエレベーターが使われることを前提として計画されているため、普通は常時閉鎖式の防火戸が設置されており、移動のたびに重い鉄製の防火戸を都合4回も開閉しなければならなくなる。この結果、閉鎖されていなければならぬ防火戸に楔を打つて開け放しにしてしまう等の恐れも出て来る。

防火管理に当たっては、階段が日常動線として使われていることはないか、その場合に防火戸に楔を打つたりして閉まらないようになっていることはないか、よく注意しておくことが必要であり、そのような傾向が見られるのなら、その部分だけ煙感知器連動閉鎖式の防火戸に変更することもひとつの方針である。

ただしの場合には、通常は階段室が開放状態

になるので、連動閉鎖機構等の点検や、荷物、家具等によつて閉鎖が阻害されることについての点検を、常に怠らないことが要求される。

超高層ビルの場合は、店舗や飲食店のビルと違つて、階段室を倉庫替わりに使うことはあまりないようであるが、この部分に可燃物が大量に置かれることがあると最悪であるので、不斷の注意が必要である。

③防災センターが設置されていること

建物が巨大で火災等の状況が把握しにくうことを補うため、超高層ビルには、火災情報の監視、建物内部にいる従業員や客に対する連絡、指示、防災設備等の監視や制御等を集中的に行えるようによる「防災センター」が設置されることが多い。防災センターは、④のように設備面の集中管理が行われている場合にはそこに置かれることもあるが、東京都のように条例で一定の建物に防災センターの設置を義務付けている場合もある（東京都火災予防条例第55条の2の2）。

防災センターには、多くの場合、

a 火災の発生位置
b 防火戸の作動状況
c 防火ダンパーの作動状況
d 煙の拡散状況
e 排煙設備の作動状況
f スプリンクラー設備の作動状況
g 屋内消火栓の使用状況
h 非常用エレベーターの使用状況
i 非常電源の作動状況

を把握する機能があるかについては、ビルによつて異なる）、

a 防火設備の遠隔操作機能

b 非常放送設備、非常電話等による連絡、指示機能

があることが多い。

このことからも分かるように、火災が発生した場合には、防災センターでは、表示盤の示す状況と従業員の報告とから、火災の状況、避難の状況、防火設備の作動状況等を的確に把握して、状況に応じた判断を行い、従業員によるべき行動を指示し、客等に避難の方向を指示するとともに、作動していない防火設備等があればそれを作動させ、あるいは従業員に指示して代替行動をとらせて、速やかに消火するか、消火出来ない場合には火や煙を一定の区画内に閉じ込めるとともに建築内部の人を無事に避難させることが出来るよう、行動することが期待されている。

実は、このような状況判断や対応行動は、的確に行なうことが極めて難しいオペレーションの一つなのである。

このため、東京都のように、条例で、防災センターには「自衛消防技術認定証」を有し、かつ、「防災センター技術講習」を修了した者を置くことを義務付けているところもある（東京都火災予防条例第55条の2の2第2項）。

④空調・電気・エレベーター等の設備面の集中管理が行われている場合が多いこと

巨大な建物の設備をコントロールするため中央管理室が置かれていることが多い（建築基準法施

等の情報が集中されるとともに（上記のどの情報

ダクト方式で空調を行つてゐる場合には、火災が発生すると、ダクトを伝わつて火炎や煙・有毒ガス等が建物中に拡大する可能性がある。これを防ぐため、ダクトが防火区画を貫通する部分には熱又は煙により自動的に閉鎖する構造の防火ダンパーが設置されているが（建築基準法施行令第112条第16項）、多くの防火ダンパーは熱感知式であるため、煙や有毒ガスの拡大を防ぐためには、火災発生直後に空調設備の運転を停止してやる必要がある。

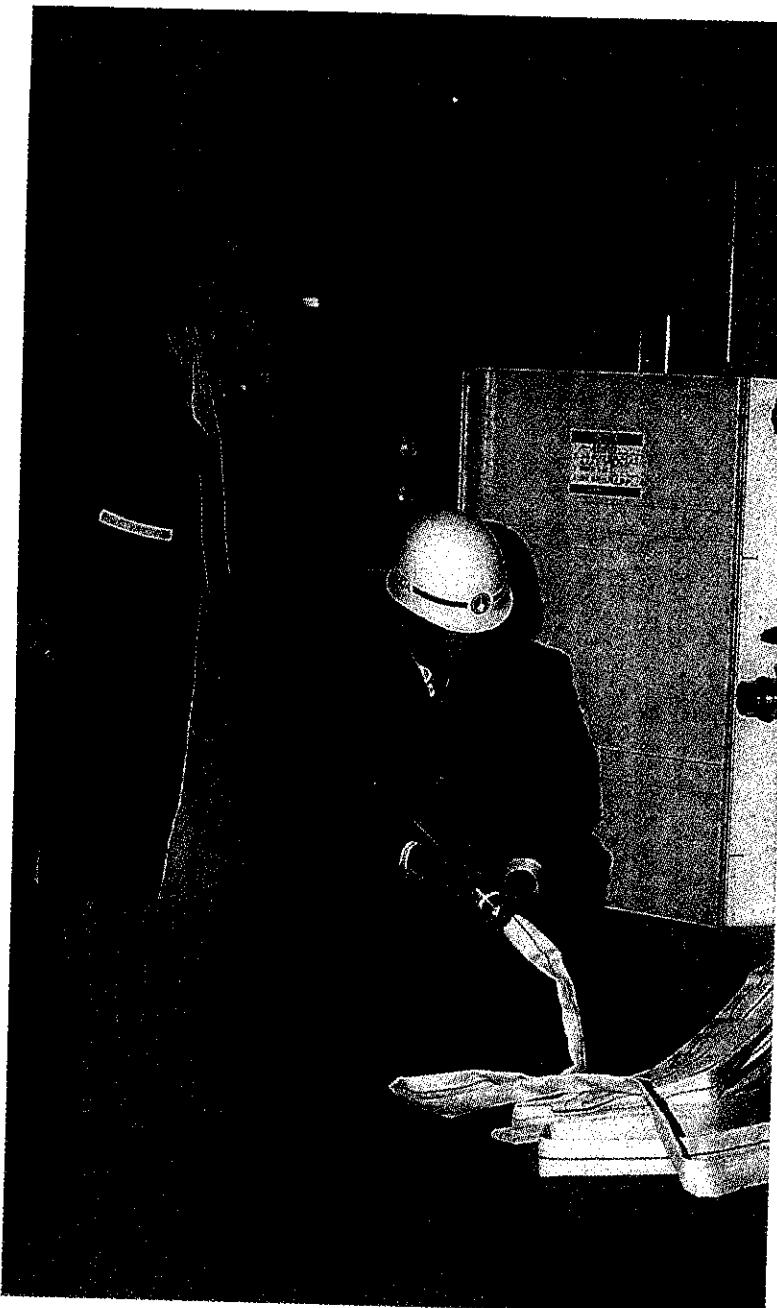
防災センターと中央管理室が同じ室内にある場合には、このような対応は比較的円滑に行われ得るが、離れている場合には、相互に余程緊密に連絡をとりあうか、火災の発生と連動して空調設備を停止するようなシステムにしておかないと、適切な対応が行われない可能性がある。

⑤ 垂直方向の移動手段として、エレベーター

が予定されている場合が多いこと

地上数十階の建物になると、日常の垂直方向の移動はエレベーターに頼らざるを得ない。このため、建物の用途に応じて、朝夕のラッシュ時等の混雑時にもある程度対応出来る容量のエレベーターがあらかじめ入念に計画されて設置されている。火災時には、

- a 停電のためエレベーターが途中でストップし、宙づりになる危険があること
- b 上階からのエレベーターが、まさに火災階でストップし、扉が開いて火煙の中に放り出される危険があること



超高層ビルの防火管理は重要なキーポイント。

c 通常のエレベーターは、扉部分の遮煙性能が通常の防火戸より弱いことが多いため、エレベーターシャフトが煙や熱気の通り道になる可能性があり、上階からエレベーターを使って避難すると、その中を通過することになり、極めて危険であること

d 火災時のように、各階から一斉に避難行動を起こす可能性がある場合には、一つのエレベーターに一度に一定の人数しか乗車出来ず、かつその満員になつたエレベーターが下の各階で呼ばれれば逐一停まつていくようなシステムでは、エレベーターを避

難のための唯一の経路と考えてエレベーターを待つた人は、大部分が逃げ遅れることになること

等の理由から、避難にエレベーターを使用すべきではない、とされている。

⑥ 建築基準法上、大空間が制限されていること

このため、火災時の避難経路は、別に用意されている特別避難階段によることとなるが、通常の移動動線とは異なるため、複雑なプランをもつ超高層ビルでは、避難が円滑にいかない可能性がある。

超高層ビルの11階以上の部分は、最大の場合

(壁及び天井が不燃材料により内装制限され、か

つスプリンクラー設備が設置されている場合)

でも 1000m^2 以内毎に耐火構造の床及び壁並びに甲種防火戸で防火区画しなければならないこととされており、結果的に 1000m^2 を超える大空間が制限されている(建築基準法施行令第112条)。

この規定だけから見ると、超高層ビルの11階以上の中には防火区画性能のある小区画に別れているように見えるが、実際の超高層ビルは、まず 1000m^2 毎に防火区画を作つておき、テナントが決まり次第その要望に応じて、必ずしも防火区画性能のない簡易な間仕切り壁で小部屋を作つていく場合が多いので、火災の早期発見、情報伝達等の観点からすると、見通しの良い大空間に比べてむしろ不利な点もある。

いずれにしろ、超高層ビルの高層部分の防火区画が通常のビル(スプリンクラー設置の場合で 3000m^2 以内毎に防火区画する)に比べて小さくなっているのは、火災が発生した場合に火煙をなるべく小区画に封じ込めておかないと、通常のビルに比べて消防活動が困難な超高層ビルにおいては、極めて危険であるということであり、火災が発生した場合の対応もこの点を念頭に置いて考える必要がある。

⑦アトリウム等の吹き抜けの大空間をとる例

が増えていくこと

アトリウムは、超高層ビルに限らず最近の大規模建築物にしばしば設置されるようになってきて

いる。

アトリウムの本質は吹き抜けの大空間であるか

ら、

- a スプリンクラーを設置しにくいこと
- b スプリンクラーを設置しても、消火設備

としての効果は期待しにくいこと(ヘッドの配置によつては、延焼防止設備としての

効果なら期待できる)

- c 火災になった場合に、上階への火煙の伝播経路となる可能性があること

等の防災上の問題点を有しており、これらの点を解決するため、

- a アトリウムに面する各階の開口部に網入りガラス等の防火戸を設置する
- b アトリウムに面する各階の開口部に煙感知器連動の防火シャッターを設置する
- c アトリウムの床面に可燃物を大量に置かないようとする

(2) 管理面の特性

超高層ビルの管理面の特性は、法令に規定される事項とは異なり一律に定まるものではないが、経済的・社会的に、必ずしも一定の傾向が見られるものがあるので、特に防火管理に關係の深い部分について整理しておく。

従つて、アトリウムが設置されている場合には、アトリウムにおける催し物の際の可燃物管理等の他、火災が発生した場合の防火区画の設定、消防設備の作動、排煙設備の作動等、アトリウムの防火対策としてあらかじめ考えられているプログラムを、必要に応じて行わなければならない。

- ③多くの場合、キーテナントとなる大企業が入つていていること

超高層ビルは、多くの場合、1つ又は少數の大企業がキー・テナントとして入つて相当のフロア面積

はめ殺しにすることが多い。また、エレベーター部分や階段室部分を含め、避難路となる部分は窓に面していないことが多いため、火災が発生した場合に煙が充満する可能性が高い。このため排煙設備が設置されることになる(建築基準法施行令第126条の2)が、排煙設備は、作動させる時期と場所の選定が難しく、これを誤ると、結果的に火勢を強めたり、避難者を追いかけるような形で煙が流れたりすることになりかねないので注意を要する。

また、排煙設備の容量に限界があるので、一度に多数の排煙口から排煙させようとすると、気流がうまく形成されず、効果がないこともある。基本的には、排煙設備は、(出火室でなく)避難路部分の煙を排除して避難を容易にするためにあるのだという原則を念頭に置いて、重点的に作動させることが必要である。

を占有しており、その他に比較的小さな事務所が相当数入り、さらに最上階や地階部分に飲食店や物品販売店が入っているという形態が典型的である。(ただし、大都市のビルの建て方として超高层ビルが一般的になるに従い、1つの企業や1つの公共機関が1つの超高層ビルを占有するもの、逆に比較的小規模なテナントばかりで構成されているものなど、「典型的」超高層ビル以外のものも増えて来ているようであるので、留意する必要がある。)

防火管理を考える際に重要なのは、この「典型的」超高層ビルのように用途や管理権原が複雑に別れている場合である。

超高層ビルは、通常のビルに比べて、火煙を出火部分に限定するための防火区画の考え方より強いが、それでも万一を考えれば、1つの超高層ビルを1つの運命共同体と考えて火災対策を講ぜざるを得ない。

管理権原が複雑に別れているものであっても、ビル全体を一体的に考えて火災対策を講じなければならないのは当然である。このため、個々の管理単位ごとに（多くの場合テナントごとに）防火管理者を置き消防計画を定めて防火管理を行うほか（消防法第8条）、それぞれの管理単位の責任者（管理権原者）が協議して、火災等が発生した場合の活動等、防火管理上必要な事項を定めておかなければならないこととされており、これを共同防火管理と呼んでいる（消防法第8条の2）。

共同防火管理の内容は、個々のテナントの用途、規模、管理形態、運営形態等によつて様々である

が、「典型的」超高層ビルであれば、

a 防災センターを中心とした火災情報の集中管理

b 警備員を中心とした初期消火、防災設備の作動等の対応行動

c ビル管理部門を中心とした防災設備の維持管理

d 個々のテナントごとの火気管理及び初期消火並びに通報連絡

e テナントの種類によってはテナント職員による客の避難誘導

などにより、適宜行われることとなる。

防災センター、警備員、ビル管理部門、テナント等の役割分担は、それぞれの実態に応じて異なるが、いずれにしろ「自衛消防隊」、「自衛消防隊長」、「地区隊」「消火班」「班」等の典型的な自衛消防組織にこだわると、実態とかけ離れた机上の計画になる可能性が高いので注意を要する。

重要なことは、

a そのビルの本当の使われ方に合わせた無理のない計画にすること

b 超高層ビルの防火安全対策の基本である、初期消火、火煙の閉じ込め、他の部分への連絡等を誰がどのように行うか

ということであり、それができるのなら、個々のテナントの職員をむりやり「班」にあてはめる必要は全くない。

最近の超高層ビルの中には、ターミナル駅、バ

たような様々な用途が組み込まれる例も出て来て

いるが、個々の部分からの客の避難誘導に重点をおくこと以外は、上の原則は同じと考えて良いだ

ろう。

(4) 警備業者、ビルメンテナント業者等に、防火管理業務の一部を委託している場合が多いこと

(5) 特に防災センターの業務については委託されている場合が多いこと

最近は、超高層ビルに限らず大規模なビルについては、防火管理業務をビルの所有者等が行うだけでなく、その一部を警備業者等に委託していることが多い。

防火管理業務の一部が委託された場合、テナントとの力関係がはつきりしない可

能性があること

b 火災が発生した場合の活動の際の指揮命令系統が明確でない可能性があること

c 契約の際に業務範囲を明確にしておかないと、火災の際に混乱する可能性があること

d 業務範囲は火災の性状、特性に合つたものとする必要があること

等の点に留意する必要があり、このため、防火管理業務の一部を委託する場合には、受託者の名称や業務範囲等を消防計画に定めておかなければならぬこととされている（消防法施行規則第3条第2項）。

特に防災センターの業務については、ビルメンテナント業者等に委託されていることが多いが、

建築実務に必要な法令・告示・通達のすべてを網ら!!

建築六法 3年版

建設省住宅局 建築指導課監修 (定価4800円)
市街地建築課監修 (本体4660円)

全国加除法令出版刊

建築六法

建設省住宅局 建築指導課監修
市街地建築課監修

3年版

火災時の情報が集中するとともに各部門に活動内容を指示する等、火災が発生した場合の中核機能を担うことになるので、火災時の活動マニュアルによつては、あらかじめ必要な権限が与えられていなければならぬ。

また、防災センターのオペレーションと警備業務と衛生・給排気・電気設備等の運転業務とがそれぞれ別の業者に委託されていることもあるが、その場合には、あらかじめ余程入念な計画と訓練を行つていないと、円滑な活動が出来ない可能性があるので注意を要する。

2 超高層ビルの消防計画の留意点

以上述べて来たようなハード面、ソフト面の特性を踏まえて、火災予防のため日頃から行つておるべき事項、火災時に行うべき事項とその役割分担等をまとめたのが消防計画である。

超高層ビルの場合、通常、管理権原が複数に別

れている場合が多いので、消防計画は、個々のテナント毎に作られるものと、ビル全体で作られるものがある。

ビル全体を対象として作られる消防計画は、そこのビルの防災対策をかたち作る基本思想が前提となつていなければならず、テナント毎に作られる消防計画は、ビル全体の消防計画が前提となつていなければならないのは、当然である。

最近の超高層ビルは、計画段階で防災計画書を作成し、(財)日本建築センターの評定を受けなければならないこととされており、また、(財)日本消防設備安全センターで防災システムの評定を受けたものも増えてきているが、これらの防災計画書や防災システムの考え方には、そのビルの防災対策の計画段階での基本思想が表現されているので、消防計画には、これらに盛り込まれている基本思想を実際の使用に際していかにして実現するか、

という観点からのソフト面の規定が定められていない。

通常、これらは、計画段階で設計者が作成する

ので、(財)日本建築センターや(財)日本消防設備安全センターの評定を通してしまえば用済みであり、竣工・引き渡し時に施主に引き継がれるものとは考えられていない面があるが、大きな誤りである。特に、複雑な計画を持つ巨大な複合用途の超高層ビルのような場合は、防災面での基本構想の策定に極めて多くの努力が払われており、典型的な超高層ビルの防災対策とは多少違つたソフト面での対応が要求されることが多いので、消防計画の作成に当たつてこれらの防災計画書等を前提にしないと、せっかく設置されているハード面の対策を十分發揮させることができないばかりでなく、誤った対応をして、かえつて危険を招く可能性さえあるので、注意を要する。